

第 2 回一億総活躍国民会議への問題提起

放送大学副学長

宮本みち子

義務教育終了後の若者期を対象とする社会保障制度はもっとも手薄です。自立に向かう若者に特有のニーズを理解し、教育、雇用、福祉、保健・医療などの包括的な環境整備が必要です。その際、とくに支援が必要な状態にあるのは、①家庭の貧困や崩壊によって親の物心の支援が得られない若者、②不登校、中退など学校社会からこぼれた若者、③就労が困難な若者です。このような若者が、安定した生活基盤を築くことができる施策が必要です。

提 案

1. 若者が安定した生活基盤を築くための支援

① 失業、転職、職業訓練、学び直しなど、若者が遭遇する危機を乗り切りキャリアを形成していくための支援の充実

例：行政における担当セクションの明確化、若者向けの情報機能を強化、若者政策の明確化

② 教育機会の保障

- ・経済的バリアを取り除くこと（例：所得に応じた給付型奨学金）
- ・「生きていくための力をつける」学校教育の強化（とくに進路多様校、定時制高校）
- ・オールタナティブな学びの場
- ・高校中退者に対する教育保障

③ 児童扶養手当や遺族年金などの子どもへの支給を 20 歳まで延長

④ 若者向けの社会的、公的住宅の整備

諸事情があつて親の家を出たい若者やいられない若者、地方出身者・・・

⑤ 生活困窮・社会的養護下にあつた若者への生活支援・・・支援がもっとも必要

- ・教育や職業訓練を受けたい若者をサポートする住まいや生活費などの生活支援（ほとんどの自立援助ホームは就労自立が前提。国の制度設計も就労自立が前提）

- ・暮らしが成り立つようになるまでの期間、緊急時には経済支援が受けられる体制
- ・家族からのサポートを得られず自立困難なすべての若者を対象とする多様な支援

2. 就労困難な若者への支援

① 公的職業訓練の拡充・訓練機会の保障

さまざまな困難を抱えているために無業状態が長引いたり、不安定就労と無業を繰り返している若者が参加しやすい職業訓練メニューの拡充。欧米諸国と同様に、標準化された「経済給付」と「職業訓練」をセットにした教育訓練が必要。現行の求職者支援制度はこれらの若者には不適當

② 地域若者サポートステーションの見直しが必要

- ・現在の体制は、グレーゾーンの若者を支援する制度的建て付けになっていない
- ・重複する要因をもつ若者に、経済給付、住宅支援、職業訓練、中間的就労、社会的雇用を併用しつつ就労支援できること
- ・学校と連携して在学中から支援を開始できる制度に戻すべき。学校を出てからでは把握することが難しい

③ 就労困難な若者に中間的就労の場を作り、働く力を伸ばすための支援

④ 働く能力の限定された若者を包摂しうる社会的雇用の提供

⑤ グレーゾーンの若者を雇用するための、企業・事業所のキャパシティの向上

⑥ 地方活性化と連動した若者の雇用創出